

令和3年度 第1回 長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会

1. 開会

- ・事務局より開会の挨拶。

2. 挨拶

- ・事務局を代表して、長崎市土木部長が挨拶。

3. 辞令交付

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、辞令書をあらかじめ机に配付し、事務局より出席者名簿の順に紹介。

4. 委員会の設置

(委員会の設置の目的)

- ・長崎県において事業化の検討が進められている「長崎南北幹線道路」が、平和公園内の複数のスポーツ施設の上空を通過する計画となっていることなど、平和公園を取り巻く状況に変化が生じており、平和公園再整備基本計画を見直す必要がある。
- ・道路計画との整合や都市づくりの考え方などを踏まえながら、道路が計画されている西地区のあり方やスポーツ施設の再配置などについて検討するために、本委員会を設置する。

(委員会の概要)

- ・本委員会は、令和3年6月1日に長崎市の附属機関として設置された。
- ・委員の任期は、2年又は委嘱の日から調査審議結果の市長への報告が終了する日のいずれか早い日までとする。
- ・委員会は、学識経験者・関係団体の代表など16名で構成する。
- ・担当事務は、平和公園の再整備に係る基本計画の策定に関する重要事項の調査審議に関することとする。
- ・委員会の開催回数は、令和3年度に4回を予定する。

(委員会の規則)

- ・規則第4条第1項に基づき、本日、正・副委員長を選出する。
- ・規則第9条に基づき、委員会の運営に必要な事項について審議する。

5. 委員長及び副委員長の選出

- ・事務局から正・副委員長の提案があり、委員長には、まちづくりや都市計画に関する学術的・専門的な知識・経験を有する長崎県立大学の西岡委員が、副委員長には、景観や環境に関する学術的・専門的な知識・経験を有する長崎大学の渡辺委員が、それぞれ選出された。(全委員了承)

6. 議事

- ・委員16名全員の出席により、会議が成立していることを事務局が報告。

(1) 委員会の運営について

- ・事務局より、本委員会の運営について説明し、次のとおり決定。

(会議の公開・非公開の取り扱い)

- ・附属機関の会議の公開に関する要領の中に示される会議の公開基準等に基づき、現時点において、本委員会の審議は、原則、公開とする。
- ・審議の内容によっては、公開・非公開の判断について、改めて委員会に諮り判断する。

(会議録の作成の取り扱い)

- ・本委員会では、事務の簡素化等を踏まえ、要点記録とする。(ただし、会議全体の録音も行う)
- ・委員長が会議の冒頭に、出席者の中から署名人2名を指名し、委員長を含めた3名で会議録の署名を行うものとする。
- ・本日の会議録の署名人として、委員長が高取委員と坂田委員を指名し、両名の了解を得た。

(2) 審議内容、スケジュール等について

- ・事務局より、本委員会の審議内容、スケジュール等について説明し、次のとおり決定。

(審議内容)

- ・平成6年3月に策定した平和公園再整備基本計画を基本としつつ、①西地区における基本方針の整理、②西地区における整備方針の整理、③基本計画(案)の取りまとめ、を3つの柱とする。

(検討対象範囲)

- ・検討対象範囲は、平和公園の西地区とし、東地区は従前の計画を踏襲する。
- ・西地区のスポーツ施設の再配置についても議論を行い、区域外における移転先も含めて一体的に検討する。

(審議に当たっての前提条件)

- ・長崎南北幹線道路の計画は前提条件として取り扱い、本委員会で道路計画そのものについての議論は行わない。
- ・道路計画による西地区の各スポーツ施設への影響範囲は、事業認可後に実施される詳細設計の中で明らかになってくるため、現時点では、都市計画決定に向けた平面図により、支障する・しないを判断する。
- ・県営野球場とラグビー・サッカー場、プロムナードについては、道路計画に支障しないため、再配置の対象外とする。他のスポーツ施設については、道路計画に支障する、または支障する可能性があるため、再配置の検討対象施設とする。
- ・各スポーツ施設が平面的に道路計画に支障している形となっているが、現時点では高架の橋脚位置や高さが明確になっていないため、場合によっては支障しない可能性もあることを念頭に、今後、道路計画の進捗と整合を図りながら精査する。

(検討体制)

- ・本委員会での審議を円滑に進めるため、審議内容の事前調整などを行う組織として、別途、作

業部会を設置する。

- ・作業部会は、長崎市の景観専門監、庁内のまちづくりやスポーツの担当課などの関係課、オブザーバーとして本委員会の渡辺副委員長と高取委員で構成する予定。

(スケジュール)

- ・次回以降の委員会は、9月下旬、11月下旬、2月中旬に開催する予定。
- ・ただし、今後の審議の進捗などにより、開催時期と回数は流動的な対応とする場合がある。
- ・長崎南北幹線道路の都市計画決定スケジュールについては、順調に行けば、年度内に都市計画決定され、事業化後に詳細設計が行われる予定。

(3) 平和公園の概要等について

- ・事務局より、平和公園の概要等について説明。

(委員からの意見等)

- ・スポーツ施設が、市民に有効利用されているものなのかどうか、他の運動施設の利用状況と比較を行い、精査する必要がある。
- ・平和公園は、街中の利便性の良い場所に立地し、市民の利用頻度が高い運動公園であることから、長崎市の貴重な財産である。
- ・各スポーツ施設は、日常利用や大会利用など利用頻度が高く、移転については、慎重に検討する必要がある。
- ・平和公園は景観形成重点地区となっており、平和祈念像から稲佐山が見える景観が含まれていることから、再整備時の高さ（景観形成基準の高さ21m以下）に留意する必要がある。
- ・何を整備するかということも大事だが、どのように整備を進めていくかという進め方についても議論する必要がある。
- ・長崎市の人口減少が進んでいる中、身の丈に合った再整備の姿も併せて検討する必要がある。
- ・平和公園は、国際的に見ても非常に重要な財産（エリア）であり、景観面、稲佐山への軸線に配慮しながら、より良い活用方法を検討し、日常の活用と、国際的に重要な場所としての価値の向上を両立させるようなプランを議論すべきである。

(委員長総括)

- ・委員長より、委員会で出た意見を総括。
- ・次回の委員会は、平和公園を取り巻く状況や課題、基本方針の検討などについて審議する予定。
- ・本日の委員会で出た意見を踏まえ、次回の委員会に向けて検討を進めていただきたい。

7. 閉会

- ・事務局より閉会の挨拶。
- ・次回の第2回委員会は9月下旬を予定し、委員長と相談の上、日程調整を行う。

以上